

特別養護老人ホーム かまくら愛の郷

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人湘南愛心会が経営する、かまくら愛の郷の指定通所介護事業所及び通所型サービスO（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員等の従業者が利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護または要支援者に対し、適切な通所介護及び通所型サービスOを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 従業は、介護保険法に規定される短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業所として、利用者が生活中心者であることを認識し、入浴・排泄・食事等の介護等必要な日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行い、個人の尊厳を重視した関わりを目指す。
- 2 事業所の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他、保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 事業所は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分にあっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるように支援する。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷
- (2) 所在地 神奈川県鎌倉市岡本1022-32

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名
管理者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師 1名
健康管理に努める。また、緊急等必要な場合には、隣接の協力病院にて対応する。
- (3) 生活指導員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の相談、援助を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整及び行政機関や他の居宅介護支援事業者との連絡、調整を行う。

- (4) 看護職員 1 名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、異常があれば主治医又は協力病院に連絡し適切な処置を行う。

- (5) 介護職員 8 名以上

介護職員は、利用者の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づく適切な整容・食事や排泄の介助をする。

- (6) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに他の職員に対し技術指導を行う。

- (7) 介護支援専門員 1 人

介護支援専門員は、利用者の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

- (8) 事務員 3 名以上

事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の入所定員は、20 名とする。(介護老人福祉施設 110 名併設)

ユニット数 2 ユニット

ユニットの利用定員 10 名

- (2) 併設の介護老人福祉施設の空床時には空床利用も行う。

(サービスの内容)

第 6 条 サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 食事、排泄、入浴等の介護

利用者の生活習慣を尊重し、適切な時間に食事を提供する。また、栄養と利用者の身体状況に応じ、嗜好を考慮した食事を提供する。

利用者の心身状況に応じて適切な方法により排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても必要な援助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない人には適切に取替えを行う。

適切な方法により 1 週間に 2 回以上入浴または清拭を行う。

- (2) その他の日常生活上の世話等

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。また、個人としての尊厳を配慮しながら、適切な整容等の介護が行われるよう援助する。

- (3) 相談・援助等

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な助言、その他の援助を行うよう努める。

- (4) 機能訓練

日常生活を通して利用者の状況に応じた機能訓練を行い、必要な機能を改善し身体機能の

低下を防止するよう努める。

(5) 健康管理

看護師による日常の健康チェックをする。また、嘱託医師による健康管理に努める。緊急に入院等必要な場合には、協力病院にて対応する。

(6) 療養上の世話

教養娯楽設備を備え適宜レクリエーション等を行い、事業所での生活を実りあるものとなるよう努める。

(7) 送迎

利用者の入退所に際し、希望に応じ送迎を行う。

(8) 口腔衛生

利用者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生を行う。

(利用者負担の額)

第7条 介護保険の適用を受けるサービスの利用料は、別紙料金表のとおり厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とする。

- 2 提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けない介護サービスの費用で利用者負担が適当を認められる費用については、別紙料金表により支払いを受けることができる。なお、支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得た上で支払いを受けるものとする。

(定員の遵守)

第8条 従業者は、サービス提供において定員を遵守する様努める。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施については、次の通りとする。

(鎌倉市、藤沢市、横浜市戸塚区、横浜市栄区、逗子市)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

居者は、次に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、施設長又は責任者の承認を得なければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に対しても、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させる為に、その職を退いた後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(従業者の就業環境の確保について (パワハラ・セクハラの防止))

第11条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業員はサービスの提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに医師又は協力病院に連絡等の処置を講ずるとともに、家族及び関係機関に連絡する等適切な対処をする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備える為年2回以上、定期的に非難、救出訓練を行う。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

(身体拘束)

第14条 事業所は、サービスの提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 「身体拘束適正化の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて身体拘束廃止等の適正化に努める。

3 身体拘束適正化委員会を2月に1回開催、議事録を作成し、従業員に周知徹底する。

4 身体拘束等の適正化のための研修を年に2回開催する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

2 「虐待防止の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて虐待の発生又は、再発の防止に努める。

3 虐待防止委員会を2月に1回程度開催、議事録を作成し、従業員に周知徹底する。

4 虐待の発生又は、再発の防止するための研修を年に2回開催する。

5 事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

6 虐待防止責任者 氏名 櫻井 健一 (管理者)

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 2 「事故防止・対策の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて事故が発生した場合の対応、次号に定める報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。
- 4 事故防止対策委員会を2月に1回程度開催する、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
- 5 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 6 事故防止対策のための研修を年に2回開催する。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族・害虫の駆除を行う。
- 5 「食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて食中毒の予防及び蔓延の防止に努める。
- 5 食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を年に1回開催する。

(感染症対策)

第18条 事業所は、事業所内において感染症が発生、蔓延防止のため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 2 「感染防止・対策の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて感染症の発生又は、蔓延防止に努める。
- 3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する感染対策委員会を2月に1回程度開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
- 4 感染症予防及び蔓延防止のための研修、及び訓練を年に2回開催する。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する目的、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修を年に2回開催する。また、訓練を年に2回実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、提供した施設介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

相談苦情解決責任者 氏名 櫻井 健一 (管理者)

相談・苦情受付解決担当者 氏名 小関 達也 (生活相談員)

(地域との連携)

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(従業者の質の確保)

第22条 事業所は、従業者に対し資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第23条 事業所は、従業者、事業所及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備、保存しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業所サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(掲示)

第24条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、協力病院、利用料、苦情窓口その他の重要事項を掲示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 介護保険事業所サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 褥瘡対策委員会を1月に1回程度開催する。

3 「褥瘡の防止のための指針」を作成し、指針に基づいて褥瘡の予防及び防止に努める。

4 各種会議を設置し、開催する。

① リーダー会議 ② フロア会議 ③ サービス担当者会議 ④ 運営会議

⑤ 管理会議

5 各委員会・会議は議事録を作成し、従業者に周知徹底する。

6 協力病院・協力歯科医院を次の病院とする。

協力病院 (医療法人 徳洲会 湘南鎌倉総合病院)

協力歯科医院 (医療法人社団 開成会 うえだ歯科)

7 その他の運営に関する重要事項については、事業所の管理者と社会福祉法人湘南愛心会の役員

において定めるものとする。

付 則

この運営規程は 平成 20 年 6 月 1 日 施行
平成 23 年 4 月 1 日 改定
平成 24 年 4 月 1 日 改定
平成 25 年 2 月 1 日 改定
平成 27 年 9 月 13 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 5 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 7 年 4 月 1 日改定